

静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府規程

平成 24 年 4 月 1 日 規程第 160 号

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府（以下「学府」という。）に関する事項については、静岡県立大学大学院学則及び静岡県立大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程及び専攻)

第 2 条 学府の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分するものと、博士後期課程のみのものと及び 4 年制の薬学専攻の博士課程とする。

3 学府に、薬学専攻、薬科学専攻、食品栄養科学専攻、環境科学専攻及び薬食生命科学専攻を置く。

4 各専攻に専攻長及び副専攻長を置く。

5 専攻長及び副専攻長の選出並びに専攻会議に関しては、別に定める。

(教育方法)

第 3 条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び修士論文等の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程及び薬学専攻の博士課程の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(研究指導)

第 4 条 学府において、教育研究上有益と認めるときは、学府委員会の議を経て、本学府の学生が他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、学府委員会において審査の上、学府において受けた研究指導とみなすことができる。

(授業科目及び単位数)

第 5 条 学府の授業科目及び単位数は、大学院学則の別表（一）薬食生命科学総合学府（薬科学専攻博士前期課程）、（食品栄養科学専攻博士前期課程）及び（環境科学専攻博士前期課程）（以下「大学院学則の学府別表（一）」という。）、大学院学則の別表（二）薬食生命科学総合学府（薬科学専攻博士後期課程）、（食品栄養科学専攻博士後期課程）及び（薬食生命科学専攻博士後期課程）（以下「大学院学則の学府別表（二）」という。）並びに大学院学則の別表（三）のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 6 条 授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義時間は、15 時間の講義をもって1 単位とする。
- (2) 演習は、30 時間の演習をもって1 単位とする。
- (3) 実験又は実習は、45 時間をもって1 単位とする。

(指導教員)

第7条 学生の履修及び研究等を指導するために、学府長は各専攻からの推薦に基づき学府委員会の議を経て、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、学府担当の専任の教授とする。ただし、必要があるときは、専任の准教授とすることができる。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、授業科目の履修に当たっては、授業担当教員の承認を受けた上で、指定する期日までに所定の様式により申告しなければならない。

(単位修得の認定)

第9条 授業科目の単位修得の認定は、口答又は筆答の試験若しくは研究報告の審査により、授業担当教員が行う。

2 前項に規定する単位修得の認定は、各授業科目の授業の終了する学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

(他専攻及び他研究科の授業科目の履修)

第10条 学府委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が第7条で定める指導教員の承認を得て他の専攻及び研究科の授業科目を履修することを承認し、その授業科目及び単位数を当該専攻において修得したものとみなすことができる。

2 前項により取得したものとみなすことができる単位数は、学府委員会の議に基づき、次条第2項で定める単位数と合わせて5単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第11条 学府委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が第7条で定める指導教員の承認を得て他の大学院の授業科目を履修することを承認し、その授業科目及び単位数を学府において修得したものとみなすことができる。

2 前項により取得したものとみなすことができる単位数は、学府委員会の議に基づき、前条第2項で定める単位数と合わせて5単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(成績の評価)

第12条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5段階に評価し、可以上を合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

(単位修得の証明)

第13条 学府長は、単位を修得した学生が願い出た場合には、単位修得証明書を交付するものとする。

(博士前期課程の修了要件)

第 14 条 博士前期課程の修了の要件は、本学府に 2 年以上在学し、在学期間中に大学院学則の学府別表（一）の定めるところに従って所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項の修士論文の審査については、博士前期課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の研究課題についての研究成果の審査をもって代えることができる。

（博士後期課程の修了要件）

第 15 条 博士後期課程の修了の要件は、大学院に 5 年（博士前期課程修了者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、大学院学則の学府別表（一）及び大学院学則の学府別表（二）の定めるところに従って所定の単位（他大学院博士前期課程等を修了した者にあつては、当該課程において修得した 30 単位を含む。）以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（薬学専攻の博士課程の修了要件）

第 16 条 薬学専攻の博士課程の修了の要件は、大学院に 4 年以上在学し、大学院学則の別表（三）の定めるところに従って所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（学位論文の提出）

第 17 条 博士前期課程、博士後期課程及び薬学専攻の博士課程の学位論文は、指導教員の承認を得て、学府委員会の定める期日までに提出しなければならない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第 18 条 学位論文の審査及び最終試験は、学府委員会において選出された論文審査員が行う。

2 最終試験は、審査した学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び外国語科目について口答又は筆答により行う。

3 学位論文の審査及び最終試験にあつては、他大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 学位論文及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、学府委員会が論文審査員の報告に基づいて行う。

（学位の授与）

第 19 条 博士前期課程、博士後期課程又は薬学専攻の博士課程の修了者には、静岡県立大学学位規程の定めるところにより、修士（薬科学、食品栄養科学又は環境科学）、博士（薬科学、食品栄養科学、環境科学、薬食生命科学、又は生命薬科学）、博士（薬学）の学位を授与する。

（雑則）

第 20 条 この規程に定めるもののほか、学府に関し必要な事項は、学府委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の静岡県立大学大学院学則附則第 4 項の規定により存続するものとされた薬学研究科又は生活健康科学研究科に在学する者に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、薬食生命科学総合学府において行うものとし、教育課程、課程修了の要

件その他教育に関し必要な事項は当該学府において定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。